

一宮市会計に関する規則第 17 条の 3 の規定により、一宮市口腔衛生センター
使用料及び手数料の徴収に関する事務を次のとおり指定公金事務取扱者に委託
したので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 2 第 2 項の規定に
基づき告示する。

令和 8 年 4 月 1 日

一宮市長 中野 正康

1. 委託先

一宮市貴船町 3 丁目 2 番地
一般社団法人 一宮市歯科医師会
代表者 会長 加藤 伸 一

2. 委託期間

2026 年 4 月 1 日から 2031 年 3 月 31 日まで